

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、投資家をはじめとした株主の皆様や、お客様、仕入先様等から信頼され、評価されるため、企業価値を高めつつ、持続的な発展を図ることを経営目標としております。また、企業価値を高めるために、経営管理体制を整えるとともに企業経営に関する監査・監督機能の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上に努め、コーポレート・ガバナンス充実のための種々の施策を積極的に実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、海外投資家への対応として、英文の招集通知について用意しております。また、議決権の電子行使についても対応しております。なお、議決権電子行使プラットフォームは現在利用しておりませんが、今後の導入を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 . いわゆる政策保有株式】

・政策保有株式について、既に縮減を完了し、現在、保有銘柄は一切ございません。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社では、取締役等と会社間の競業取引及び利益相反取引など関連当事者間での取引が発生する場合は、取締役会での決議を必要とし、利害関係のある取締役は決議に参加しないなど決議の公正を確保するよう努めています。また、取引が実行された際には、遅滞なく取締役会で報告することとしています。

【補充原則2 - 4 - 1】

当社は、管理職における女性は5人、外国人は6人、中途採用者は34人となっており、多様性の確保に向けて、管理職における女性、外国人、中途採用者の人数を、現状より増加させることを優先課題としております。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画及び「女性活躍推進法」に基づく行動計画を策定し、ワーク・ライフ・バランス実現のための時間外労働削減、有休取得促進や、採用者に占める女性比率向上等に取り組んでおります。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型年金制度を採用しており、「ティラド企業年金基金」が運用を行っております。当基金では、資産運用の基本方針を策定しており、運用目標、資産構成、運用受託機関の選任・評価等を定めた基本方針に則り、業務を執行しております。

また、運用委託機関全てがスチュワードシップ・コードを受け入れていることを確認しております。当社では、企業年金執行理事に、母体企業から適切な資質を持った人材を配置しており、当基金の資産運用については、資産運用委員会を設置し、運用状況を確認し、シェア及び運用商品の検討を行っております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 経営理念を定めております。また、中期経営計画を策定しており、その内容を決算説明会資料に記載し、当社ホームページで公開しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書に記載の他、有価証券報告書にて開示しています。

(3) 取締役の報酬等については、株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しています。内容については、月額報酬、業績連動報酬及び株式報酬を併用することにより単年度および中長期の業績を反映するように構成します。

社外取締役を除く取締役の報酬は、役位・職責に応じた月額報酬(固定報酬)、前事業年度の業績に応じた短期インセンティブとしての業績連動報酬(法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与)及び当社の株価動向に連動する中長期的インセンティブとしての株式報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成されます。

社外取締役は、月額報酬(固定報酬)のみにより構成されます。

なお、取締役の報酬等の決定に関する方針については、取締役会において決議され、株主総会招集通知、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。

(4) 経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補の指名は、知識、能力、経験等を勘案し、経営の効率性と適法性を最大限確保する観点から最も適切と判断される候補者を、指名報酬委員会の諮問に基づき、取締役会で決定しています。

(5) 取締役候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選解任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則3 - 1 - 3】

当社は、幅広いステークホルダーとの協働、積極的な情報開示と透明性の向上に努めております。

当社のサステナビリティの考え方や方針、取り組みについては、補充原則2 - 3 - 1に記載、及び当社ホームページに毎年サステナビリティ報告を掲載し報告しています。

今後、TCFDの開示を早期に実現すべく、検討、推進してまいります。

参考【補充原則2 - 3 - 1】

当社は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適切な

取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題について、サステナビリティ会議、ならびに下部部会(生産環境部会・商品環境部会・社会環境部会・事業継続部会)にて議論を行い、方針や目標、施策などを検討しています。これらの課題は中期経営計画に盛り込み、積極的・能動的に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、連結業績へ大きな影響を与える投融資については取締役会に付議し、その他の法令上可能な業務執行の決定はすべて代表取締役に委任しています。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社取締役会は、社外取締役の選任にあたって、豊富な経験と専門性および幅広い見識を重視しています。また、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しています。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社の独立社外取締役は、社外取締役全員の3名を選任しています。各独立社外取締役とも自身の高い専門的知識と豊富な経験を活かして、当社の経営全般に関する発言を述べております。取締役の指名・報酬の決定については、過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会にて検討し、その検討結果を受けて決定しております。また、各取締役との連絡・調整、監査役会との連携体制も構築されております。なお、当社は指名報酬委員会規程を制定しており、独立性に関する考え方・権限・役割等を規定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会では、取締役候補の選任に際して、独立社外役員を主要な構成員とする指名報酬委員会の諮問に基づき、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視しております。また、当社の規模を踏まえ、十分議論の上、最終的に取締役会で決定しています。さらに、上記の考え方及び選任の経緯を、本報告書「その他 2 . その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」にて開示し、スキル・マトリックスについては、株主総会招集通知の参考書類にて開示しております。また、独立社外取締役は、全員、他社での経営経験を有しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役・監査役の兼務状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しております。当社取締役会での出席状況等についても株主総会招集通知で情報開示しており、その役割・責務を適切に果たしております。社外取締役3名のうち1名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、当社の経営の監督を行う上で、支障はないものと判断しています。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では、毎月1回以上取締役会を開催し、重要案件の審議・決議を行っており、社外取締役、監査役より、業務執行体制及び監督体制をはじめ、取締役会そのものの実効性等について、適正を確保する為の質問、助言等を頂き、適宜、取締役・執行役員の業務執行に反映されております。これにより取締役会の実効性が確保されているかどうかにつきましては、各取締役、監査役による自己評価と取締役会に対する評価に関するアンケートを行い、その結果の開示を含めて21年度より実施することを検討してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役・監査役に求められる役割と責務、コンプライアンスに係るトレーニングを行うこととしており、外部セミナーへの参加や外部団体への加入を基本としております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR体制を整備し投資家に対し、半期毎に決算説明会を開催しています。説明会では、決算概況だけでなく、中長期の経営計画、製品開発等の説明も行っています。また、個別の取材にも積極的に対応するとともに、決算説明会資料については当社ホームページにて公開(海外投資家向けに英語版も公開)しています。さらに定時株主総会開催前に株主からの事前質問を受け付け、定時株主総会において回答するとともに、当社の課題と取組について詳細に説明しております。定時株主総会の模様についても当社ホームページで公開しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社陣屋コネクト	762,425	10.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	742,500	10.54
ティラド取引先持株会	354,169	5.03
株式会社みずほ銀行	353,700	5.02
クリアストリーム バンキング エス エー (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	224,300	3.18
宮崎富夫	213,589	3.03
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	212,300	3.01
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	208,200	2.95
明治安田生命保険相互会社	192,821	2.73
三井住友信託銀行株式会社	191,600	2.72

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

当社は、自己株式を1,342,606株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
清水 浩	学者													
高橋 良定	他の会社の出身者													
村田 隆一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 浩		当社独立役員	清水浩氏は大学名誉教授、工学博士としての豊富な経験と専門知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。また、清水氏は取引所が求める独立役員の要件を満たしており、当社との取引関係等特別な利害関係がないことから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大庭 康孝		当社独立役員	大庭康孝氏は公認会計士の立場から、おもに会計面での監査を行っていただくため選任しております。また、大庭氏は取引所が求める独立役員要件を満たしており、当社との取引関係等特別な利害関係がないことから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
遠藤 三紀夫		当社独立役員	遠藤三紀夫氏は長年にわたる経営者及び市長としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したため社外監査役として選任しております。また、遠藤氏は取引所が求める独立役員要件を満たしており、当社との取引関係等特別な利害関係がないことから、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度については、当社の連結経常利益に連動する役員賞与を支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況」において、該当事業年度の取締役報酬を総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 取締役の個人別の報酬等((c),(d)を除く。固定報酬)の額又は算定方法の決定方針

ア.取締役の報酬等については、株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定する。内容については、月額報酬、業績連動報酬及び株式報酬を併用することにより単年度及び中長期の業績を反映するように構成する。

イ.社外取締役を除く(取締役の報酬は、役位・職責に応じた月額報酬(固定報酬)、前事業年度の業績に応じた短期インセンティブとしての業績連動報酬(法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与)及び当社の株価動向に連動する中長期的インセンティブとしての株式報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成される。

ウ.社外取締役は、月額報酬(固定報酬)のみにより構成される。

(b) 月額報酬(固定報酬)の額の決定方針

ア.すべての取締役に対し、職責を果たすことへの対価として、各月、月額報酬(固定報酬)を支払う。

イ.前項の月額報酬の金額は、各取締役について職務執行の対価としての合理性、人材確保の必要性等を勘案して決定する。

ウ.月額報酬の決定は、取締役会が代表取締役社長に一任し、代表取締役社長は、過半数が独立社外役員から構成される指名報酬委員会の審議を踏まえて、役員区分、職位、常勤・非常勤の別に基づき決定する。

(c) 業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

ア.業績連動報酬(利益連動役員賞与)の算定方法及び支給時期は、会社の目的の一つである利益を出し、会社を成長・発展させることへの対価として取締役会により決定する。現行の具体的な算定方法は、下記イ.のとおりである。

イ.取締役に支給する業績連動報酬の総額は、株式報酬制度の導入に伴い、当社の連結経常利益の1.2%とし、100百万円を超えないものとする。ただし、当期損失の場合、無報酬とする。

ウ.各取締役への個別報酬額は、上記イ.に基づき計算された総額を取締役の役位毎に定めた下表のポイントに応じて按分した金額(1,000円未満四捨五入)とする。

個別報酬額 = 利益連動役員賞与 × 各役員のポイント ÷ 役員のポイント合計

代表取締役会長、代表取締役社長執行役員 26

取締役専務執行役員 16

取締役常務執行役員 14

(d) 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針

ア.対象取締役(社外取締役を除く取締役)に対して、中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして譲渡制限付株式報酬を支給する。

イ.対象取締役に対して、当社の普通株式を付与するための金銭報酬債権の額を年額100百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年80千株以内とする。なお、本株式報酬の各対象取締役への具体的な配分及び支給時期については、取締役会において決定する。

(e) 固定報酬等、業績連動報酬又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額(全体)に対する割合の決定方針

社外取締役以外の取締役の報酬全体(標準時)における固定報酬の割合は約6割、業績連動報酬の割合は約2割、及び株式報酬の割合は約2割を目途として決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役が求めた場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしています。現段階においては、社外監査役の職務を補助する使用人はおりません。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 「取締役会規則」に基づき、取締役会は原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、法令で定められている事項やその他経営に関する重要事項の審議を行っている。なお、経営監視機能と職務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会は、基本方針の経営意思決定と業務の執行を監督する機能として位置づけている。

(2) 機動的な経営意思決定に資することを目的とし、全社重要方針や施策の実施、及び経営管理に必要な情報の報告を行うための会議体として、「経営会議規定」に基づき毎月1回経営会議を、更に、迅速な経営判断を行うため、原則として毎月1回役員会を開催し経営効率の向上を図っている。

(3) 業務の運営に関しては、将来の事業環境を踏まえ、当社及び各子会社の目標値を中期経営計画及び年度方針・予算として策定し、それに基づく実績管理を行っている。

(4) 内部監査室は、必要に応じ業務の執行状況の有効性・効率性に関し検証し、改善に向けた提言・勧告を行う。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、経営監督体制が十分に整い、機能しているとの認識から、当社は現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主向けに、会社ホームページに株主総会に関する質問フォームの設置、及び株主総会の模様を当社ホームページで公開

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末、中間期末決算発表後に実施	なし
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料の掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業責任を保証出来る体制を構築する為に、「経営企画室」および「内部監査室」を設置している。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の「経営理念」に基づき当社の永続的発展を可能とするため、適正かつ効果的・効率的な業務運営を遂行していくための内部統制システムの構築・整備を行う。

(整備の状況)

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

(1) 当社の取締役及び従業員が、社会の一員として社会的責任を果し信頼される企業となるために、「法令遵守規定」を制定しており、法令・企業倫理及び社内規定遵守の観点から適切な日常行動を取り続けるよう教育・研修を通じ徹底を図る。

(2) 内部監査を行う専担部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、専担者を置き、内部監査規定を定め、内部監査マニュアルを作成し、社内業務が法令・社内規定等に準拠しているかどうかを検証しています。

なお、内部監査室は社長直轄とし、監査役とも緊密な連携を図っております。

(3) コンプライアンスに関する社内報告・相談体制のひとつの手段として「投書箱」を設置しており、法令違反やコンプライアンスに関する問題の早期発見と解決を図っています。

(4) 金融商品取引法第24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」(所謂J-SOX法)施行にあたり、内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者及び全社的な管理体制など経営者が定めるべき基本方針についても、平成20年3月の取締役会において決議されている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1) 取締役会等経営に係る諸会議の議事録や重要な情報、及び、当社の株主、顧客、仕入先などのステークホルダーに関する重要情報については、その保護の観点から「重要情報管理要領」に従い情報漏洩の未然防止を図っている。

(2) 職務の執行に係る重要な文書(電磁的媒体も含む)は「文書管理規定」の見直しを行い、その定める方法により、整理、保管、保存またその廃棄を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 自然災害や火災等の危機発生時の危機管理体制については、会社の事業継続を図る観点から「TRAD事業継続計画」を定めており、その規定により、危機発生時の対応を適切に図る。なお、規定等は随時、新設・改定を行うものとする。

(2) 「リスクマネジメント基本規定」を定め、自然災害や火災等のみならず会社の存続に係る重要なリスクを適切に認識し評価した上で、それらリスクを適切に管理するための管理体制を構築する。

(3) 内部監査室は、必要に応じリスク管理体制の有効性・効率性について検証を行う。

4. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社取締役等から構成される「グローバル会議」が年2回開催され、国内・海外の業績実績の報告・評価及び計画の承認が行われる体制が構築されている。

(2) 当社グループ全体が社会的責任を果し信頼されるグループとなるため、グループ全体に適用される行動指針として、「T.RAD行動規範」を定め、グループ全体での共有・浸透を図る。

(3) 「グループ会社管理規定」及び「グループ会社管理決済権限要領」を定め、それに基づき子会社の経営管理を行い、業務の適正の確保を図る。

(4) 内部監査室は、必要に応じ子会社各社の担当部署と連携し子会社各社業務の法令・規定等に関する準拠性、及び、業務の有効性・効率性の検証を行う。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨まなければならない旨を「法令遵守規定」及び「グループ会社法令遵守規定」に定め、徹底しております。対応部署は人事・総務部とし、警察その他関係行政機関や顧問弁護士等と連携し、反社会的勢力からの脅威に備えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、経営における意思決定の迅速さを維持するため、取締役の数は最小限に近い5～10名にとどめますが、独立社外役員を主要な構成員とする指名報酬委員会の諮問に基づき、職務経験や知見などできるだけ多様性に富むよう構成し、かつ社外取締役、社外監査役として専門分野の知見を有する方を選定し、様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務遂行の監督に参画いただくことで企業価値の向上につなげていくようにしたいと考えております。

【適時開示体制の概要】

当社における発生事実に関する会社情報につきましては、各製作所からの随時報告に加えて、月1回の経営会議を行うことによって、重要な発生事実の情報把握に努めております。国内子会社及び海外子会社における発生事実及び決算に関する会社情報につきましては、本社経営企画室、総務部、経理・財務部において、各子会社、関連会社の重要な発生事実及び決算に関する情報把握に努めております。把握した発生事実に関する会社情報のうち、開示の必要な重要事実につきましては、本社総務部、経理・財務部より、適時開示を行っております。

決定事実に関する会社情報につきましては、常務会、経営会議、取締役会において決定された事項のうち、開示の必要な重要事項について、本社総務部、経理・財務部より、適時開示を行っております。

決算に関する会社情報につきましては、本社経理・財務部より報告された月次決算情報、決算見込情報により、開示の必要な場合には、本社経理・財務部より、適時開示を行っております。

